

2021年5月度留学生説明会 「日本在留の手続きについて」

日本在留の手続きには、査証（ビザ）に関する手続きと在留カードなどに関する手続きがあります。これらの手続きを怠ると、取調べや退去強制の対象となることがあります。必ず手続きをしてください。

1. 査証（ビザ）に関する手続き

【在留資格変更】

本学では「留学」の在留資格を取得していない学生は留学生として取扱っていません。

万一、パスポートにスタンプがない場合や、「留学」以外の在留資格の場合は、すみやかに出入国在留管理局に行って、在留資格の変更をしてください。

※「出入国管理及び難民認定法」により、外国人留学生は、大学への入学と同時に「留学」の在留資格を有していることが義務づけられています。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

【在留期間更新】

「留学」の在留資格による在留期間は「4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月」と定められており、この期間が切れる前に更新しなければなりません。この手続きは、在留期間の満了するおおむね3ヵ月前から10日前までに「福岡出入国在留管理局」で行なってください。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

○在留期間更新申請のため大学で発行する書類は、「所属機関等作成申請書2枚」、「在学証明書」および「成績証明書」です。

【みなし再入国許可】(一時出国)

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方および「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、日本出国の日から1年内に再入国する場合には、原則として通常の「再入国許可」の取得を不要とするものです。「留学」の在留資格を有する本学留学生の皆さんは原則として「みなし再入国許可」の対象です。また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となります。在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。みなし再入国許可により出国しようとする場合は、旅券及び在留カードを所持し、再入国出国記録（再入国EDカード）に、一時的な出国であり再入国する予定である旨のチェック欄にチェックし、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。

【資格外活動許可】

在留資格が「留学」である学生は、資格外の活動をすることはできません。アルバイトも、許可を得ないと、違法になります。アルバイトを希望する学生は出入国在留管理局から資格外活動許可を受けなければなりません。無許可でのアルバイトや、時間や仕事の種類の制限違反は、退去強制出国処分の対象になります。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

※「資格外活動許可」の期限は現在有している「在留資格」（ビザ）の期限と同じです。在留期間を更

新した場合は同時に「「資格外活動許可」の申請をしてください。

※ アルバイト先を決定または変更した場合、詳細について大学ホームページから報告してください。

「在学生の方」→「学生生活について」→「アルバイトについて」→パスワード認証

(PW: k11spwg0) → アルバイト先情報の入力 → 「入力内容確認」→「送信」

学生課にある「資格外活動報告書」に記入し提出することもできます。

<<資格外活動許可の注意点>>

◎ 風俗営業または風俗関連営業が営まれている事業所で働くことはできません。

※次のようなところで、アルバイトをしてはいけません。

★キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター

個室付浴場業、ストリップ場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなど

★スナック、パブ、喫茶店、レストランなどの飲食業でも、ホステスの接客を伴うところや、極度に照明が暗いところなど

◎ 1週間28時間以内でなければなりません。また、大学が定める長期休暇(春季・夏季・冬季)であれば、1日8時間以内となります。

※アルバイトをした時間は全てマイナンバー(後述)で管理されているため、出入国在留管理局において、在留期間更新の審査を行う際に確認されています。

2. 在留カードなどに関する手続

【在留カードの交付と市区町村窓口への届出】

日本入国時、福岡空港では、渡航上陸許可の証印をもらうとともに、上陸許可によって中長期在留者(「留学」の在留資格を有ものを含む)には、在留カードが交付されます。在留カードが交付されたら、住居地が決まってから14日以内に、住居地の市区町村窓口で住居地を届出してください。

(1) 在留カードを交付された留学生は、コピーを取りますので、学生課・国際交流支援室に届出してください。出入国在留管理局への報告などのために必要ですので速やかに届出してください。

(2) 住所が変わった場合も、変更から14日以内に、新住所の市区町村窓口へ届出、在留カードの裏面に、変更内容を記入してもらってください。また、その手続きが終わったら、必ず「国際交流支援室」にも届出してください。

【マイナンバー】

在留カードの住居地の市区町村窓口での届出を行うと、住民票が作成され、その住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されてくるので、紛失しないよう大切に扱ってください。また、マイナンバーはむやみに他人に教えてはいけません。マイナンバーは、行政機関等での手続きの際や、アルバイト先で提示を求められます。

3. その他(便利なウェブサイト)

◆出入国管理及び難民認定法関係手続 (法務省)

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/index.html>



在留期間更新手続きなどの際活用してください。

◆福岡県のコロナウイルス感染症関連相談窓口

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/125991.pdf>

コロナウイルス感染症にかかったかもと思ったらこのサイトが便利

